

5. 医療費控除用通知情報（e-Tax）を照会する場合

医療費控除用通知情報（e-Tax）について、以下を参考にご利用ください。

1. 医療費控除用通知情報の取得
2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷
3. 医療費控除用通知情報を確定申告・e-Taxで利用する場合
4. ご利用にあたっての留意事項

1～4の詳細については次ページ以降をご参照ください。

医療費控除用通知で年間の医療費の状況を確認したい方

→ 1. 2. 4をご参照ください

医療費控除用通知を確定申告に使用したい方

→ 1. 3. 4をご参照ください

Ⅰ. 医療費控除用通知情報の取得_①

① トップメニューより、「医療費控除用通知」をクリックします。

The screenshot shows the KOSMO Web Communication portal for Nippon I.B.E.M. Health Insurance Association. The top navigation bar includes links for 'トップ' (Home), '通知情報照会' (Inquiry of Notification Information), '個人情報管理' (Personal Information Management), '医療費控除用通知' (Medical Expense Deduction Notification), and '資格情報のお知らせ' (Notice of Qualification Information). The '医療費控除用通知' link is highlighted with a red box. A blue callout box labeled 'A' points to this link with the text 'A 「医療費控除用通知」をクリック' (Click 'Medical Expense Deduction Notification'). Below the navigation bar, the main content area displays a message about providing qualification information and a prompt to select a menu item. The '医療費控除用通知' button is again highlighted with a red box in the main content area, with a blue callout box labeled 'B' pointing to it and the text 'B 「医療費控除用通知」をクリック' (Click 'Medical Expense Deduction Notification'). At the bottom, there are two footnotes: '※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項' (Notes on using the Medical Expense Deduction Notification (e-Tax oriented) menu) and '※資格情報のお知らせメニュー利用時の注意事項' (Notes on using the Notice of Qualification Information menu).

※A・Bどちらをクリックしても同じ画面に移動します。

I. 医療費控除用通知情報の取得_②

② 「医療費控除用通知」をクリックします。

KOSMO Web Communication

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費通知等に関するお問い合わせは、
当健保組合HP内「Webでのお問い合わせ」より
ご連絡いただきますようお願いいたします。
→https://www.ibmjapankenpo.com/inquiry/agreement_check.php

トップ 通知情報照会 個人情報管理 医療費控除用通知

医療費控除用通知メニュー画面

メニューを選択してください。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の医療費控除申請で利用する医療費通知
を取得します。

医療費控除用通知

戻る

「医療費控除用通知」をクリック

注意事項・免責事項・セキュリティポリシー等

Copyright © Daiwa Institute of Research Ltd. All Rights Reserved.

1. 医療費控除用通知情報の取得_③

③医療費控除用通知の参照・ダウンロード画面が表示されます。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費通知等に関するお問い合わせは、
当健保組合HP内「Webでのお問い合わせ」より
ご連絡いただきますようお願いいたします。
→https://www.ibmjapankenpo.com/inquiry/agreement_check.php

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面

必要なファイルのダウンロードボタンをクリックしてください

1 全1件中 1～1件目

※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項

※「QRコード付証明書等作成システムについて」出典：国税庁ホームページ

No	参照	ダウンロード	対象年	ファイル名	お知らせリンク	作成日時	ダウンロード日時
1	参照	ダウンロード	2022年	医療費控除用通知(e-Tax向け)	※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません	2023年1月4日 8時27分	未ダウンロード

[戻る](#)

[注意事項](#)・[免責事項](#)・[セキュリティポリシー](#)等

Copyright © Daiwa Institute of Research Ltd. All Rights Reserved.

※内容を確認する方法は「2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷」を、
確定申告で利用するデータを入手する方法は「3. 医療費控除用通知情報を
確定申告・e-Taxで利用する場合」をご参照ください。

2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷_①

① 「参照」をクリックします

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費通知等に関するお問い合わせは、
当健保組合HP内「webでのお問い合わせ」より
ご連絡いただきますようお願いいたします。
→https://www.ibmjapankenpo.com/inquiry/agreement_check.php

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

[医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面](#)

必要なファイルのダウンロードボタンをクリックしてください

1 全1件中 1~1件目

※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項

※「QRコード付証明書等作成システムについて」出典：国税庁ホームページ

No	参照	ダウンロード	対象年	ファイル名	お知らせリンク	作成日時	ダウンロード日時
1	参照	ダウンロード	2022年	医療費控除用通知(e-Tax向け)	※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません	2023年1月4日 8時27分	未ダウンロード

「参照」をクリック

戻る

[注意事項・免責事項・セキュリティポリシー等](#)

Copyright © Daiwa Institute of Research Ltd. All Rights Reserved.

2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷_②

②内容参照画面が表示されます。

※e-Tax用に作成されるXML形式のファイルの内容が表示されます。

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

[医療費控除用通知（e-Tax向け）内容参照画面](#)

被保険者又はその被扶養者の氏名	組合 太郎	保険者の名称	日本アイ・ピー・エム健康保険組合
-----------------	-------	--------	------------------

1 2 3 4 5 6 次へ 全60件中 1~10件目

療養を受けた者の氏名	療養を受けた年月	療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称	被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
組合 太郎	2022 年01月	大和歯科医院	603円
組合 太郎	2022 年01月	大和クリニック	996円
組合 花子	2022 年06月	大和医務室	597円
		・	
		・	
		・	
組合 花子	2022 年03月	大和歯科医院	1,476円
組合 花子	2022 年04月	大和歯科大学病院	222円
2022年支払額の合計			357,162円

[ダウンロード](#)
[印刷用画面表示](#)
[戻る](#)

2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷_③

③内容参照画面に表示されたものを印刷したい場合は「印刷用画面表示」をクリックします。

トップ 通知情報照会 個人情報管理 医療費控除用通知

医療費控除用通知（e-Tax向け）内容参照画面

被保険者又はその被扶養者の氏名 組合 太郎 保険者の名称 日本アイ・ビー・エム健康保険組合

1 2 3 4 5 6 次へ 全60件中 1~10件目

療養を受けた者の氏名	療養を受けた年月	療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称	被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
組合 太郎	2022 年01月	大和歯科医院	603円
組合 太郎	2022 年01月	大和クリニック	996円
組合 花子	2022 年06月	大和医務室	603円
...	...	...	...
組合 花子	2022 年03月	大和歯科医院	1,476円
組合 花子	2022 年04月	大和クリニック	222円
2022年支払額の合計			357,162円

ダウンロード 印刷用画面表示 戻る

「印刷用画面表示」をクリック

2. 医療費控除用通知情報の内容確認・印刷_④

④「印刷する」をクリックすると印刷画面が表示されます。

※お使いのブラウザ等により異なります。

医療費控除用通知印刷画面 日本アイ・ビー・エム健康保険組合

印刷する
閉じる

No	療養を受けた者の氏名	療養を受けた年月	療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称	被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
1	福合 太郎	2022年01月	大和歯科医院	603円
2	福合 太郎	2022年01月	大和クリニック	
3	福合 花子	2022年06月	大和医務室	
4	福合 太郎	2022年06月	大和歯科医院	5,601円
⋮				
58	福合 太郎	2022年09月	大和歯科医院	597円
59	福合 太郎	2022年09月	大和クリニック	378円
60	福合 太郎	2022年09月	大和医務室	966円
2022年支払額の合計				357,162円

「印刷する」をクリック

Copyright © Daiwa Institute of Research Ltd. All Rights Reserved.

3. 医療費控除用通知情報を確定申告・e-Taxで利用する場合_①

- ①医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面で「ダウンロード」をクリックすると、確定申告で使用可能なデータ（XML形式）が作成されます。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費通知等に関するお問い合わせは、
当健保組合 HP内「webでのお問い合わせ」より
ご連絡いただきますようお願いいたします。
→https://www.ibmjapankenpo.com/inquiry/agreement_check.php

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面

必要なファイルのダウンロードボタンをクリックしてください

1 全1件中 1～1件目

※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項

※「QRコード付証明書等作成システムについて」出典：国税庁ホームページ

No	参照	ダウンロード	対象年	ファイル名	お知らせリンク	作成日時	ダウンロード日時
1	参照	ダウンロード	2022年	医療費控除用通知(e-Tax向け)	※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません	2023年1月4日 8時27分	未ダウンロード

[戻る](#)

「ダウンロード」をクリック

[注意事項・免責事項・セキュリティポリシー等](#)

Copyright © Daiwa Institute of Research Ltd. All Rights Reserved.

3. 医療費控除用通知情報を確定申告・e-Taxで利用する場合_②

②①で作成したデータを任意の場所に保存し、確定申告にご利用ください。

※作成したデータの確定申告でのご利用方法は
国税庁HP・申告先の税務署等でご確認ください。



日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費控除用通知に関するお問い合わせ

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面

必要なファイルのダウンロードボタンをクリック

1 全1件中 1~1件目

※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項

※「QRコード付証明書等作成システムについて」出典：国税庁ホームページ

No	参照	ダウンロード	対象年	ファイル名	お知らせリンク	作成日時	ダウンロード日時
1	参照	ダウンロード	2022年	医療費控除用通知(e-Tax向け)	※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません	2023年1月4日 8時27分	未ダウンロード

[戻る](#)

ダウンロードした医療費控除用データ（XML形式）を使用し「QRコード付控除証明書」を作成する場合はこちらをクリックすると作成用のサイト（国税庁HP）に移動できます。
※作成方法等についてのお問い合わせは
国税庁までお願いいたします。

4. ご利用にあたっての留意事項_①

①お知らせリンクのメッセージについて

1月初旬・2月初旬公開分の医療費控除用通知（e-Tax向け）の「お知らせリンク」欄には「※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません」というメッセージが表示されます。

これは、医療費控除用通知に医療費が反映されるのが原則診療月の3か月後であることによるものです。

詳細は次ページ「ご利用にあたっての留意事項_②医療費控除用通知作成の仕組みについて」もご参照ください。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合

医療費通知等に関するお問い合わせは、
当健保組合HP内「Webでのお問い合わせ」より
ご連絡いただきますようお願いいたします。
→https://www.ibmjapankenpo.com/inquiry/agreement_check.php

[トップ](#)
[通知情報照会](#)
[個人情報管理](#)
[医療費控除用通知](#)

医療費控除用通知（e-Tax向け）ダウンロード画面

必要なファイルのダウンロードボタンをクリックしてください

1 全1件中 1～1件目

※医療費控除用通知（e-Tax向け）メニュー利用時の注意事項

※「QRコード付証明書等作成システムについて」出典：国税庁ホームページ

No	参照	ダウンロード	対象年	ファイル名	お知らせリンク	作成日時	ダウンロード日時
1	参照	ダウンロード	2022年	医療費控除用通知(e-Tax向け)	※今回の医療費明細は当年診療を全てを含むものではありません	2023年1月4日 8時27分	未ダウンロード

[戻る](#)

4. ご利用にあたっての留意事項_②

②医療費控除用通知作成の仕組みについて

医療費控除用通知はレセプト（診療報酬明細書）をもとに作成しております。

レセプト（診療報酬明細書）は医療機関が健保組合に診療報酬の請求を行うために提出するものですが、以下の流れで健保組合に届き、医療費控除用通知に掲載されることとなります。

1. 医療機関が診療月の翌月に1か月分の医療費を取りまとめ審査機関（※）に提出
 2. 審査機関にて内容審査後、健保組合に送付（診療月の翌々月）
 3. 健保組合で内容を確認し、確定したデータを医療費控除用通知に掲載（診療月の3か月後）
- ※審査機関＝社会保険診療報酬支払基金

このため、医療費控除用通知に掲載されるのは原則として以下の受診分となります。

- 1 月初旬更新分→前年1月～10月受診分の医療費
- 2 月初旬更新分→前年1月～11月受診分の医療費
- 3 月初旬更新分→前年1月～12月受診分の医療費

なお、上記はレセプトの到着遅れ等がなかった場合のものです。

レセプトの健保組合への到着が遅れた場合等は医療費控除用通知への反映が遅れ、又は掲載されないことがあります。

レセプトの到着遅れの主な原因は以下のものです。

1. 公費情報の確認等、医療機関側の事情により医療機関から審査機関へのレセプト提出が遅れた場合
2. 審査機関での審査に時間がかかった、医療機関への確認事項があったなどの理由で審査機関から健保組合へのレセプト送付が遅れた場合
3. レセプトの記載内容に誤りがあり、健保組合から医療機関にレセプトの返戻を行った場合（例：自己負担割合の誤り・保険者番号の誤りなど）

4. ご利用にあたっての留意事項_③④

③医療費控除用通知に掲載されない医療費について

医療費控除用通知は保険医療機関から健保組合に提出されるレセプト（診療報酬明細書）をもとに作成されます。

このため、以下の場合には医療費通知に記載されません。

- ・保険医療機関以外で治療を受けた場合
（国外滞在時に現地の医療機関で治療を受けた、など）
- ・保険適用外（自費診療）の治療を受けた場合
- ・治療を受けた月から3か月経過していない場合

医療費控除用通知に記載されていないが医療費控除の対象となる医療費の申告方法については、国税庁の確定申告相談窓口または申告先の税務署にお問い合わせください。

④医療費控除用通知に掲載されない医療機関名等について

- ・一部の医療機関名は記載されません（厚労省指導による）
- ・接骨院・整骨院の名称は記載されません

確定申告時に医療費控除用通知を使用する場合、記載されていない医療機関名等は補完記入いただくこととなりますが、具体的な記入方法や確定申告にかかる留意点等は申告先の税務署または国税庁の問い合わせ窓口等でご確認ください。

4. ご利用にあたっての留意事項_⑤

⑤医療費控除用通知と実際の自己負担金額が異なる場合について

医療費控除用通知は医療機関から健保組合に提出されるレセプト（診療報酬明細書）をもとに作成されますが、レセプトには診療報酬点数のみが記載され、実際の患者の自己負担金額の記載はなく、診療報酬1点10円とし、自己負担割合を乗じて自己負担金額を算出しています。

また、審査機関（※）において点数の修正がなされることがあります。

※審査機関：社会保険診療報酬支払基金

このため、主に以下の理由で、実際の支払金額との差異が生じます。

- ・医療機関では10円未満を端数処理（四捨五入等）した金額を支払っている
- ・公費負担や自治体の医療費助成がある場合、窓口での支払金額は軽減されている（医療費通知には軽減を受ける前の自己負担額が記載されます。
ただし公費等の内容により軽減を反映した金額の記載となることもあります。）
- ・患者側の事情により医療機関への支払期限の延長、分割払い等を行っている
- ・審査機関において点数の修正があったが、医療機関では修正前の点数に基づき自己負担分を支払っており、その後修正に伴う精算をしていない

確定申告で医療費控除の適用を受ける際は、申告者がその年中に実際に負担した金額を申告することとなりますが、具体的な申告方法や留意事項、端数処理にかかる取り扱い等については国税庁HPまたは申告先の税務署にご確認ください。